第二十五号様式中「印」及び備考３を削る。
第二十六号様式中「印」及び備考２を削り、備考１を備考とする。
第二十七号様式中「印」及び備考３を削る。
第二十八号様式及び第二十九号様式中「印」及び備考２を削り、備考１を備考とする。
第三十号様式中「印」を削り、同様式備考中「が記名押印してください」を「の氏名を記載してください」に改める。
第三十一号様式中「印」を削る。
第三十二号様式中「印」及び備考２を削り、備考１を備考とする。
第三十四号様式及び第三十五号様式中「印」及び備考３を削る。
第三十六号様式中「印」及び備考２を削り、備考１を備考とする。
第四十七号様式中「印」及び備考３を削る。
第四十八号様式中「印」及び備考２を削り、備考１を備考とする。
第四十九号様式中「印」及び備考３を削る。
第五十号様式及び第五十一号様式中「印」及び備考２を削り、備考１を備考とする。
第五十二号様式中「印」を削り、同様式備考中「が記名押印してください」を「の氏名を記載してください」に改める。
第五十三号様式中「印」を削る。
第五十四号様式及び第五十五号様式中「印」及び備考２を削り、備考１を備考とする。
第五十六号様式から第五十八号様式までの様式中「印」及び備考３を削る。
第六十四号様式中「印」及び備考３を削る。
第六十五号様式中「印」及び備考２を削り、備考１を備考とする。
第六十六号様式中「印」及び備考３を削る。
第六十七号様式及び第六十八号様式中「印」及び備考２を削り、備考１を備考とする。
第六十九号様式中「印」を削り、同様式備考中「が記名押印してください」を「の氏名を記載してください」に改める。
第七十号様式中「印」を削る。
第七十一号様式及び第七十二号様式中「印」及び備考２を削り、備考１を備考とする。
第七十三号様式及び第七十四号様式中「印」及び備考３を削る。
第七十五号様式中「印」及び備考２を削り、備考１を備考とする。

（駐車場法施行規則の一部改正）

第三十条　駐車場法施行規則（平成十二年運輸省建設省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（登録） **第七条**　（略） ２　（略） ３　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一　個人である場合においては、次に掲げる書類 イ　住民票の抄本若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）の写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証明する書類 ロ　（略） 二～五　（略）	（登録） **第七条**　（略） ２　（略） ３　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一　個人である場合においては、次に掲げる書類 イ　住民票の抄本又はこれに代わる書類 ロ　（略） 二～五　（略）

（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行規則の一部改正）

第三十一条　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行規則（平成十二年運輸省建設省令第十四号）の一部を次のように改正する。